

8－9つくば市生ごみ資源化の在り方検討業務委託
仕様書

茨城県つくば市

令和8年（2026年）7月

第1章 総則

第1節 業務の目的

つくば市（以下「市」という。）では、令和7年（2025年）3月に「つくば市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、「資源循環から持続可能な社会を目指すまち」を基本理念として、廃棄物の減量化・資源化を推進し、循環型社会の形成を目指している。

当該計画においては、将来的な施策に向けた調査・検討として「生ごみ等の資源化の推進」を掲げており、自家処理以外の堆肥化・バイオマス燃料化等の手法を調査し、収集から再資源化までのルート構築について検討を進めることとしている。

本検討業務では、市における生ごみ排出量や収集方法を踏まえ、生ごみ資源化技術の整理、先進事例の調査、生ごみ資源化施設の整備の可能性、生ごみ資源化事業における経済性、環境負荷の評価などを調査の上、市における生ごみ資源化について有効な手法、手法ごとの費用、導入可能性等を検討し、最適な生ごみ資源化施策を策定することを目的とする。

第2節 業務名称

8－9つくば市生ごみ資源化の在り方検討業務委託

第3節 業務委託期間

令和8年（2026年）10月1日から令和9年（2027年）9月30日まで

第4節 関係法令等

受託者は、業務実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「つくば市一般廃棄物処理基本計画[令和6年度(2024年度)改訂版]」のほか、関係する法令、規則、細則等に従うものとする。

第5節 管理技術者及び照査技術者

- 1 受託者は、業務の円滑な履行を図るため、技術力及び経験を有する技術者、または、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者を配置するものとする。
- 2 受託者は、3か月以上継続して雇用している管理技術者として技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の規定による技術士で、同法第32条の規定による「衛生工学部門（廃棄物・資源循環）」又は「総合技術監理部門/衛生工学（廃棄物・資源循環）」の登録を受けている者を配置すること。（平成31年度技術士試験方法改正前に登録した者については、「廃棄物・資源循環」を「廃棄物管理」に読み替えるものとする。）なお、管理技術者と照査技術者の兼任はできない。

第6節 資料の貸与

業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うが、市が保有する資料については貸与する。受託者は貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却すること。

第7節 秘密の保持等

- 1 受託者は、業務に関し、市から受領又は閲覧した資料等や事業実績を市の了解なく公表又は使用してはならない。
- 2 受託者は、本業務にて知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- 3 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないよう十分な対策を講じなければならない。また、市が提供する資料等の第三者への提供又は目的外使用をしてはならない。
- 4 受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第8節 個人情報の保護

- 1 受託者は、業務の履行に際して知り得た個人情報等の適切な管理のため、仕様書別紙1「個人情報等の取扱業務に係る特記事項」に記載する事項を遵守するものとする。
- 2 業務の履行に関して、外部流出や不適切な取扱い等によって紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら市の責に帰す場合を除き、受託者の責任と費用負担において一切の処理を行うこととする。

第9節 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議において説明資料が必要な場合、若しくは受託者の出席が必要な場合、誠意を持ってこれにあたること。

第10節 打合せ

打合せは、計5回を基本とする（初回、中間3回、納品時）が、必要に応じて適宜実施すること。打合せを行った場合は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を2部作成し、市の監督職員と受託者の管理技術者が確実に確認し合い、各1部を保管するものとする。

第11節 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に実施する上で必要と思われる部分については、市と協議し、承認を受けた上で本業務の一部を第三者に再委託することができる。この規定に基づく場合、受託者は、再委託先に本仕様の一切の内容を遵守させるとともに、市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第12節 成果物等の著作権

- 1 業務における成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、市に帰属するものとする。
- 2 受託者は、成果物等に係る著作者人格権を市に対して行使しないものとする。

- 3 受託者は、業務による成果物等について、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- 4 成果物等に使用する写真、イラスト、その他の資料について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うものとする。
- 5 成果物等の公開にあたり、第三者からの権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、このことにより市に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

第13節 その他

- 1 契約総額の30%以内の金額を前払金として請求できるものとする。
- 2 業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、監督職員の指示によるものとする。
- 2 業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、業務に支障のないよう受託者は速やかに市と協議しなければならない。
- 3 市と受託者は、連絡・調整を密に行い、業務を円滑に実施するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務の基本方針

市では現状、生ごみについては燃やせるごみとして焼却処理を行っている。

今後、生ごみの資源化を推進するべく、市において整理した生ごみ排出量や収集方法（仕様書別紙2）を踏まえ、生ごみ資源化技術や導入事例等の調査を行い、市における生ごみ資源化技術の導入可能性及び有効な方式を検討する。

第2節 生ごみ資源化検討業務

1 生ごみ資源化に係る技術動向の整理

生ごみ資源化技術の動向について調査し、各技術（バイオマス燃料化、堆肥化、飼料化、焼却（熱回収）等）の概要、各技術の適用条件、メリット・デメリット、導入事例について整理する。

なお、導入事例調査の対象については、市と協議のうえ決定することとするが、各技術1件以上ヒアリング調査を実施することとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体が生ごみ資源化施設を整備している場合や生ごみ資源化に係る制度を設けている場合は当該地方公共団体を調査対象とし、民間事業者（プラントメーカー含む。）による事例である場合は当該民間事業者を調査対象とする。

2 市民向けアンケート調査

市民（2,000件）に向けたアンケート調査を実施し、生ごみ資源化に係る市民意識を分析する。

(1) アンケート作成・発送

生ごみ資源化に係る市民向けアンケートを作成し、返信用封筒を同封し発送すること。返信用封筒の返送先は受託者とする。

なお、宛先については市から提供するデータを使用すること。

(2) アンケート回収

アンケートの回収方法は郵送又はインターネットによるものとし、受託者はインターネット回答用フォームを作成するものとする。

(3) アンケート分析

市民向けアンケートの回答を分析し、生ごみ資源化に係る市民意識の中で課題となる事項や市が行うべき啓発事項を整理すること。

3 生ごみ資源化方式の検討

「1 生ごみ資源化に係る技術動向の整理」に基づき、生ごみ資源化方式の比較・評価を行い、市において有効な手法を検討する。

(1) 各方式の導入可能性の検討

現行の可燃ごみ収集方法及びごみ処理システムを踏まえ、市で生ごみ資源化施設を整備する場合又は民間事業者に処理委託等する場合の各生ごみ資源化手法の導入可能性について検討する。

(2) 生ごみ資源化手法の比較・評価

総合的な観点から評価項目（例：費用、経済性、市民・排出事業者の負担、課題等）を設定し、評価項目に基づき各手法を比較評価することにより、市に有効な生ごみ資源化手法について検討する。

【評価項目例】

① 費用

市が生ごみ資源化施設を整備する場合は概算事業費（施設整備費用及び運営・維持管理費用）を算定し、民間事業者に処理委託等する場合は年間あたりの概算委託費を算定する。

② 経済性

各手法について市の財源、国等からの補助制度等を踏まえた経済性を検討する。

③ 市民・排出事業者の負担

各手法について生ごみの再資源化にあたって市民・排出事業者にかかる負担の度を整理する。

④ 課題等

各手法について、実現に向けた課題や運営時におけるリスク等を整理する。

(3) 導入費用の積算及び概略スケジュールの検討

上記(2)で有効と評価された生ごみ資源化手法のうち上位2つについて、導入費用の積算及び実現に向けた概略スケジュールを検討し、実効性の順位付けを行う。

① 導入費用の積算

工事（作業）項目ごとの数量及び単価（単価の根拠を含む）を明らかにし、事業着手から導入に至るまでに要する費用を算定すること。

② 概略スケジュールの検討

事業着手から実現に至るまでに市が行うべき事項を4半期ごとに分けて整理すること。

第4節 成果品の提出

受託者は以下に示す①～⑥について電子データ(CD-R または DVD-R)を納入すること。なお、詳細については、市との協議により決定すること。

- ① 生ごみ資源化に係る技術動向
- ② 導入事例ヒアリング調査結果
- ③ 市民アンケート実施レポート
- ④ 生ごみ資源化技術の導入可能性検討結果
- ⑤ 導入費用の積算結果
- ⑥ 概略スケジュール